

社会福祉法人 白川園 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができるよう、また職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 計画期間内における男性の平均育児休業取得率を5%以上とする。

<取組内容>

- ・令和8年4月～
- 管理職を対象に、男性育児休業の制度内容および取得促進のための対応方法に関する研修を実施する（育児休業取得促進に関する方針及び相談窓口設置済み）。

目標2 各月法定時間外労働の合計時間数を15時間未満とする。

<取組内容>

- ・令和8年4月～
- 不要な業務・書類・会議を削減するとともに、業務の標準化・マニュアル化を進める。

目標3 管理職（課長職以上）に占める女性労働者の割合を60%以上にする。

<取組内容>

- ・令和8年4月～
- 対象となる男女社員に対して管理職養成のための研修プログラムの策定。
- 管理職候補を対象に、人事考課制度の面談の中でキャリアプランに関する面談を実施する

目標4 男女の平均継続勤務年数の差異を全ての雇用管理区分において3年未満にするとともに、勤続年数を、男女ともに10年以上の目標とする。

<取組内容>

- ・令和8年4月～
- 育児休業、介護休及び出生時育児休業の取得を推進する。
- 非正規職員から正規職員への積極的な転換を推進する。
- 利用可能な両立支援制度に関する職員への周知を行う。
- 事業所内保育所の利用しやすい環境の整備を行い、更なる周知を行う。
- 産業医やスーパーバイザーの面談に加え、外部の臨床心理士等を実施する。
- ハラスメントにおける相談窓口の強化及び顧問弁護士、社労士との連携強化の実施。